

ホッとだより

令和2年度
第4号
【11月発行】

新型コロナウイルス感染症の影響による後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等の世帯に属する方については、次のとおり保険料を減免します。

対象となる方

【減免事由①】

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

【減免事由②】

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯の方

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれ

かの減少額が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

ウ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等以外の収入による前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免する保険料

令和元年度分および令和2年度分の保険料であつて、納期限（特別徴収の場合は、年金の支払日）が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間の保険料

減免となる保険料額

【減免事由①の場合】

減免の対象期間となる保険料の全額

【減免事由②の場合】 次の表のとおり

【減免事由2の場合の減免金額】

減免対象の保険料額（A×B/C）に減免割合（D）を乗じて得た額

| | | |
|--|-----------|---------|
| A：保険料額 | | |
| B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 （減少することが見込まれる事業収入等が2つ以上ある場合はその合計額） | | |
| C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額 | | |
| D：減免割合 | | |
| 主たる生計維持者の前年における所得の合計額 | 300万円以下 | ⇒ 全額減免 |
| | 400万円以下 | ⇒ 10分の8 |
| | 550万円以下 | ⇒ 10分の6 |
| | 750万円以下 | ⇒ 10分の4 |
| | 1,000万円以下 | ⇒ 10分の2 |

の前年の合計所得金額にかかわらず、減免対象保険料額の一部を免除します。

相談受付

市高齢者包括支援担当

（窓口16番）

電話（23）61111

内線2174

申請期間

令和3年3月末まで受付しています。

必要なもの

保険証、印鑑、世帯の主たる生計維持者の令和元年中の収入額、所得額が分かるもの・令和2年の収入が分かるもの

※後期高齢者の方は、介護保険料も減免になる可能性があります。

ありますのでお気軽にご相談ください。

後期高齢者の『歯科健診』が無料で受けられます。

歯の健康は、食生活を豊かにすると同時に、健康の維持・

増進、病気の予防にも繋がります。食事のとき、食べこぼすことが多くなった方、お茶を飲むとき、むせることが多くなった方、入れ歯が合わず食べ物が噛めない方などは、この機会に、歯科健診を受診しましょう。根室市では、後期高齢者の歯科健診を無料で実施しています。

対象者

後期高齢者医療の被保険者

費用

無料です。

申込期間

令和2年4月1日から
令和3年2月末まで

申込先

市高齢者包括支援担当
（窓口16番）

電話（23）61111
内線2174

申込方法

電話で申し込んで下さい。後日、受診できる歯科医院が記載されたリーフレットと受診券を郵送します。